

○社会福祉法人登米市社会福祉協議会  
生活安定資金貸付規程

平成17年5月31日制定

平成26年4月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、「宮城県生活安定資金貸付制度要綱」に基づき、低所得者に対し小口の生活資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、自立更正と生活安定に資するため生活安定資金（以下「資金」という。）の貸付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この資金の貸付は、「宮城県生活安定資金貸付制度要綱」第2条の規定により、社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行うものとする。

(貸付対象)

第3条 この資金の対象となる世帯は、登米市内に引き続き1年以上居住する低所得世帯であって、資金の貸付により生活の安定が図られると認められる世帯とする。

(貸付額及び方法)

第4条 貸付金の額は、一世帯5万円以内とする。ただし、会長が必要と認めたときは、7万円まで貸付けることができる。

2 貸付金の償還期限は、貸付を受けた日の翌々月から1年以内とし、月賦償還又は一時償還の方法による。ただし、借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事情により定められた期限まで償還できない場合は、期限の延期をすることができる。

3 貸付金は、無利子無担保とする。

4 この資金の借受人は、連帯保証人1名を必要とし、連帯保証人は登米市内に居住するものでなければならない。

5 この資金は、重複して貸付けることができない。ただし、借受人の自立更正を促進するため特に必要が認められる場合に限り、貸付金の最高限度額内で貸付けることができる。

(借入手続)

第5条 資金の貸付を受けようとするものは、[生活安定資金借入申込書（様式第1号）](#)並びに[生活安定資金貸付内容承諾書（様式第2号）](#)により、その居住地を担当する民生委員に申し出る。

2 民生委員は、借入申出があったときは、速やかに当該貸付の必要の有無、貸付額等の適否について調査し、[民生委員所見書（様式第3号）](#)により、意見を付して当該支所へ提出するものとする。

- 3 支所は、民生委員より借入申出があったときは、速やかに当該貸付の有無、貸付額等の適否について調査し、特記事項（別紙）により、意見を付して本会会長に提出するものとする。

（貸付の決定）

第6条 本会会長は、資金の借入申込みがあったときは、一週間以内に当該貸付の可否を決定し、その旨を借入申込者及び連帯保証人並びに担当民生委員に生活安定資金貸付決定（不承認）通知書（様式第4号）により通知する。

- 2 貸付決定通知を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した生活安定資金借用書（様式第5号）を本会会長に提出するものとする。
- 3 本会会長は、借用書と引替えに貸付金を交付するとともに、その状況を明確に記録するものとする。

（償還手続）

第7条 借受人は貸付決定通知書に定められた償還計画に従い、所定の支払期日までに本会に償還するものとする。

（償還金の支払猶予）

第8条 借受人が償還金の支払猶予を受けようとするときは、生活安定資金支払猶予申請書（様式第6号）を本会会長に提出するものとする。

- 2 本会会長は、前項の申請を受けたとき、担当民生委員の意見を聞いて償還金の支払猶予の可否を決定し、生活安定資金支払猶予承認（不承認）通知書（様式第7号）をもって、その旨を当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

（民生委員の役割）

第9条 民生委員は、資金の貸付対象となる低所得世帯について、常にその実態把握につとめ資金貸付の斡旋等を行うとともに、貸付業務に協力し、借受人の自立更正、生活安定に必要な援助指導を行うものとする。

（帳票書類）

第10条 本会会長は、資金の取り扱いについて資金の収支貸付業務の実施状況を常に明らかにするため、次の帳票書類を整備するものとする。

- （1）生活安定資金借入申込書（様式第1号）
- （2）生活安定資金貸付内容承諾書（様式第2号）
- （3）民生委員所見書（様式第3号）
- （4）生活安定資金貸付決定（不承認）通知書（様式第4号）
- （5）生活安定資金借用書（様式第5号）
- （6）生活安定資金支払猶予申請書（様式第6号）
- （7）生活安定資金支払猶予承認（不承認）通知書（様式第7号）
- （8）生活安定資金貸付台帳（様式第8号）

- (9) 預金通帳
- (10) [生活安定資金月次調書（様式第9号）](#)
- (11) その他必要と認める帳簿書類

（運営委員会の設置）

第11条 この資金の貸付業務を円滑適正に運営するため、生活安定資金運営委員会を設けることができるものとする。

2 生活安定資金運営委員会については、要綱で別に定める。

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年5月31日より施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

様式第1号（第5条第1項関係）

生活安定資金借入申込書

※受付番号 <u>26迫-1号</u> 平成 年 月 日	※会長決定 承認 不承認	※貸付番号 号年 月 日	※貸付金額 円
---------------------------------	-----------------	-----------------	------------

借入申込者	氏名（ふりがな）	現住所：登米市
		生年月日：S・H 年 月 日（ 歳）
		電話番号： - -
借入希望額	円	職業：
		返済方法：一時・月賦 円 回払

資金の使途 （具体的に）	
-----------------	--

家族の状況	氏名	年齢	世帯主との続柄	職業	月収	氏名	年齢	世帯主との続柄	職業	月収	

資産の状況	田 <u> a </u> 自宅 <u> m<sup>2</sup> </u>	生活保護受給 について	1.いまうけている
	畑 <u> a </u>		2.申請中
	山林 <u> a </u> 借家（家賃 <u> 円 </u> ）		3.過去にうけたことがある
	宅地 <u> m<sup>2</sup> </u> 間借（間借 <u> 円 </u> ）		4.うけたことがない

上記のとおり借用したいので申込みます。

平成 年 月 日

社会福祉法人登米市社会福祉協議会会長 殿

借入申込者住所

氏名 印

連帯保証人住所

氏名 印

決 裁	本 部				支 所	
	会 長	事務局長	課 長	係	支所長	取扱者氏名
						Ⓜ
	1.貸付決定 2.貸付否決・・・理由				償還方法 1.一時償還・・・ 年 月 日 払 2.月賦償還・・・ 年 月 日 ～ 年 月 日 回払	

添付書類チェック	内容承諾書 <input type="checkbox"/> 家計の状況調書 <input type="checkbox"/> 特記事項 <input type="checkbox"/> 相談記録票 <input type="checkbox"/> 住民票謄本又はそれに類する書類 <input type="checkbox"/>
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 生活安定資金貸付内容承諾書

- 1 生活安定資金貸付制度の借入申込について、必要書類を添えて申請します。
- 2 私及び私の世帯の者は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員ではありません。今後も暴力団員にはなりません。
- 3 私は、借入申込時、債務整理手続き中ではありません。
- 4 貸付の申込に際して、本書以外の書類提出を求められた場合には、また、追加で提出を求められ場合も含めて速やかに提出します。
- 5 借入申込を登米市社会福祉協議会で受理した後、審査決定までの期間については、申込内容の状況により一律ではないことを了承します。
- 6 貸付の決定を受けた後、登米市社会福祉協議会へ借用書ならびに貸付に必要な書類はすべて提出することを承諾します。
- 7 借入決定後の貸付金は、負債の返済や貸付制度上認められない滞納の支払に充てないことを承諾します。
- 8 資金の貸付が決定した場合は、私のみならず、借入期間中に連帯保証人に次の事項が生じたときには、遅滞なく登米市社会福祉協議会へ届け出るものとします。  
(1) 世帯状況に著しい変更があったとき (2) 住所を変更した時 (3) 改名・改姓したとき  
(4) 天災・火災その他重大な災害を受けたとき (5) 死亡または所在不明となったとき
- 9 資金の貸付が決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援と民生委員の世帯援助を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 10 貸付後、私が債務整理に着手した場合には、貴会の請求によって期限の利益を喪失し、貴会から一括請求が行われることを承諾します。
- 11 登米市社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき、事実確認等必要があると判断した場合には、他の都道府県並びに市区町村社会福祉協議会、及び自治体等の関係機関へ照会し、私及び私の世帯の個人情報の提供を受けることを承諾します。
- 12 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することを承諾します。
- 13 本貸付制度は、世帯に対する貸付であることを理解し、本借入に関し、貴会の必要と認める範囲において、併せて私の世帯員に対する情報等の要求に対して、誠実に対応します。
- 14 貸入申込みに関する決定内容については、貸付金額の減額・貸付期間の短縮・償還期間の変更・不承認等にいかない場合でも異議・不服・照会は行いません。
- 15 滞りなく償還することをお約束します。

平成 年 月 日

登米市社会福祉協議会長 殿

生活安定資金の借入申込みを行うに当たり、私は上記内容を理解し、同意したので署名捺印します。

借入申込者 \_\_\_\_\_ (印)

連帯保証人 \_\_\_\_\_ (印)

様式第 3 号（第 5 条第 2 項関係）

## 民生委員所見書

申請者	住所	登米市
	氏名	
申請に至った事情		
世帯の特殊事情 〔 家族の健康状態 家族の関係 滞納・負債状況 〕		
生活の程度		※家計の状況調書を見て判断 この地域内での生活程度は 1. 普通以下    2. 普通    3. 普通以上
援助してくれる者の有無		1. 有 (                      )    2. 無
償還能力の適否		1. 可能                      2. 困難                      3. 不能
所見		

世帯の状況等について、別紙借入申込書並びに上記内容のとおりですので、意見を付して提出いたします。

平成    年    月    日  
登米市社会福祉協議会長 殿

民生委員 住 所 登米市 町

氏 名

印

電話番号

様式第4号（第6条第1項関係）

生活安定資金貸付決定(不承認)通知書

平成 年 月 日

殿

社会福祉法人登米市社会福祉協議会  
会長 遠藤 尚

平成 年 月 日付け、生活安定資金の借入申し込みがありました。下記のとおり決定（不承認）となりましたので、通知します。

申込者 氏名		住所		
資金使途		申込金額		円
償還期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
償還方法	1. 一括償還 ( 月) 2. 月賦償還 (月額 円 × 回払)			
不承認理由				
備考				

様式第5号（第6条第2項関係）

## 生活安定資金借用書

借用金額	金 円也	
据置期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
償還期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
償還方法	1, 一時償還	2, 月賦償還 月額 円 × 回払

上記のとおり借用いたしました。

については、生活安定資金貸付規程をよく守り、貴会の指示に従って滞りなく償還いたします。

平成 年 月 日

借受人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

上記について、借受人と連帯して償還することを誓います。

連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

社会福祉法人 登米市社会福祉協議会長 殿





様式第7号（第8条第2項関係）

生活安定資金支払猶予承認（不承認）通知書

平成 年 月 日

殿

社会福祉法人登米市社会福祉協議会  
会 長 遠 藤 尚

平成 年 月 日付で生活安定資金償還金支払猶予の申請があったことについて、下記のとおり承認（不承認）となりましたので、通知します。

借受人 氏名		住所		
貸付期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	貸付金額	円	
償還期限	平成 年 月 日	償還済額	円	
猶予 申請額	円	猶予 決定額	円	
猶予 申請期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	猶予 決定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
不承認理由				
備考				

様式第 8 号

生活安定資金貸付台帳

No. \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_ 年度

借受人住所	登 米 市
借受人氏名	
連帯保証人住所	登 米 市
連帯保証人氏名	
貸付金額	一 金 _____ 円
貸付年月日	平 成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

償 還		差引残額	係 印	備 考
年 月 日	金 額			
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		
・ ・	円	円		

